

令和4年度第2回知多半島圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日 時 令和5年2月2日（木）午後2時から午後2時20分まで
- 2 場 所 半田保健所4階大会議室
- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
(構成員30名中、代理出席10名を含め28名出席、欠席者2名)
- 4 傍聴人 なし
- 5 議 題 なし
- 6 報告事項
 - (1) 愛知県地域保健医療計画の見直しについて(資料1、参考1、参考2)
 - (2) 愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について(資料2-1、資料2-2)

7 会議内容

○半田保健所 加藤次長

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます半田保健所次長の加藤と申します。よろしくお願いたします。

本日のこの会議の所要時間につきましては、概ね20分を目途にさせていただきたいと思っております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して半田保健所の柴田所長から挨拶を申し上げます。

○半田保健所 柴田所長

皆様、こんにちは。半田保健所長の柴田と申します。

本会議は、地域における保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としておりまして、事務局としましては、半田保健所、知多保健所、知多福祉相談センターの3つの機関からなっておりますが、事務局を代表しまして一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、知多半島圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、常日頃から保健医療福祉行政に御理解と御協力を賜っております。重ねて御礼申し上げます。

さて、本日は2回目の開催ということでございますが、1回目はコロナの影響もあり書面による開催となりました。今回が2回目となりますが、対面で行うのは3年ぶりということでございますので、何卒よろしくお願ひいたします。

会議の内容ですが、次第にございます通り、本日は報告事項のみでございます。

久しぶりの開催ということでありますので、至らぬ点もあろうかと思ひますが、何卒よろしくお願ひいたします。

会議が円滑に開催されますようご協力いただきまして、誠に簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

○半田保健所 加藤次長

ありがとうございました。

本日出席の皆様方の紹介につきましては、時間の関係もございませうので、お手元に配付しております出席者名簿と配席図に代えさせていただきますと思ひます。

本日は、この後の知多半島構想区域地域医療構想推進委員会にも御出席いただき愛知県地域医療構想アドバイザーであります伊藤様にも、御参加いただいております。

なお、事務局であります愛知県保健医療局医療計画課につきましては、急な公務により欠席となっております。

それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お持ちでないようでしたら、配付させていただきますので、お申し出ください。まず、事前に送付させていただき、本日お持ちいただいております資料が、

- ・ 会議次第
- ・ 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領
- ・ 資料1 愛知県地域医療計画の見直しについて
- ・ 資料2-1 愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容（令和4年12月23日更新分）
- ・ 資料2-2 愛知県地域保健医療計画（別表）（令和4年12月23日更新分）

本日、お手元には、当日配布資料としまして、

- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 参考1 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ
- ・ 参考2 知多半島医療圏保健医療計画（現計画）
- ・ 半田保健所事業概要
- ・ 知多保健所事業概要
- ・ 知多福祉相談センターのあらまし

を、配付させていただきました。資料の方は、よろしいでしょうか。

本日の会議は、お配りしてあります開催要領の第5条第1項により、原則公開となっております。

また、会議録につきましても、発言者の職名及び氏名を掲載して公開することとさせていただきますので、御了承をお願いします。

なお、御発言内容の公開にあたりましては、公開前に事前に内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の欠席者は2名です。出席者名簿30番に記載のあります障害者生活支援センターワークの桑山センター長様は先ほど、欠席の連絡をいただいております。代理出席者が10名おられますが、代理出席の方には委任状を提出いただいております。

次に、議長の選出につきましてお諮りしたいと思います。

議長の選出につきましては、開催要領第4条第2項によりますと、「会議の開催の都度、互選により決定する」とされていますが、いかがいたしましょうか。

推薦、御意見がないようでしたら、事務局といたしましては、日頃から保健・医療・福祉等の各分野で御尽力いただいております半田市医師会竹内会長様に議長の労をお取りいただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○半田保健所 加藤次長

ありがとうございます。それでは、竹内会長様に今後の議事の進行をお願いしたいと思います。竹内様よろしくお願いいたします。

○議長（半田市医師会 竹内一浩会長）

ただいまご紹介に預かりました、半田市医師会会長の竹内一浩と申します。議長を務めさせていただくにあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。本日の議題にあります「愛知県地域保健医療計画」につきましては、来年度が見直しの年度となっております。本日は、事務局から御説明をいただき、来年度の見直しに向けて、皆様方と認識の共有を図りたいと思っております。

有意義な会議となりますよう、議事を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、議事進行に御協力いただきますようお願いを申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（半田市医師会 竹内一浩会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の会議については、冒頭で事務局からの説明のとおり、すべて、公開として進めますのでよろしくお願いいたします。

今回はすべて報告事項となっております。それでは報告事項(1)「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○半田保健所 丸尾課長補佐

半田保健所の丸尾と申します。

本日、報告担当課である県医療計画課が急きょ欠席となりましたので、代わりに説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」をご覧ください。

愛知県地域保健医療計画、いわゆる医療計画の見直しにつきまして、昨年11月28日に県庁において開催されました「愛知県医療審議会」にて承認いただいた内容を基に説明させていただきます。

まず、「1 趣旨」でございますが、医療法第30条の4の規定に基づき、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされており、本県では、「愛知県地域保健医療計画」として、医療計画を策定しております。

昭和62年8月の策定から過去9回の見直しを経て、現在の「愛知県地域保健医療計画」に至っておりますが、現在の「愛知県地域保健医療計画」の計画期間が令和5年度までとなっておりますので、来年度計画を見直し、令和6年3月を目途に次期医療計画を公示したいと考えております。

次に「2 計画期間」でございます。

医療計画は、医療法第30条の6第2項の規定により、「6年ごとに必要があると認めるときは変更する」とされておりますので、次期医療計画の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間となります。

「3 見直し方針」でございます。こちらは県医療審議会で承認された方針となりますが、医療計画の見直しに関しては、今年度末に国から「医療計画作成指針」等が示され、指針等に基づき作業を進める予定でございます。現在、国において指針の見直し等の検討が進められており、参考1のとおり昨年12月28日に検討会において意見がとりまとめられました。

今後、検討会における意見等を踏まえ、国から各都道府県に新指針等が提示される予定となっておりますので、新指針を踏まえ、見直し作業を進めることとなりますが、策定期間が限られていることから、現時点で対応可能な作業については、先行して進めることとなります。

見直し方針の(1)でございますが、次期医療計画は、現行計画に引き続き計画本文及び医療計画別表に記載されている医療機関名で作成することとします。

(2)でございますが、現行計画では「愛知県地域保健医療計画」つまり「県計画」ですが、これとは別に2次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」以下、「医療圏計画」としますが、こちらを別に作成しております。現行の「知多半島医療圏保健医療計画」につきましては、資料の参考2のとおり90ページ以上ありますが、次期医療計画では、「医療圏計画」を「県計画」本文に統合し、一項目とし、医療圏項目とする予定とされております。見直しポイントとしましては、医療計画の内容に図表を取り込むなど、記載内容を精査し、県民にわかりやすい計画とすることを考えているとのことです。なお、統合した場合においても、具備される内容に変更はないとのことです。

つきましては、当圏域会議で、当該医療圏の見直し作業を行っていくこととなります。

(3)でございますが、次期医療計画では新興感染症発生・まん延時における医療が追加され、5事業から6事業となります。

詳細な記載項目については、今年度末に国が示す指針により、決定することとなります。

(4) 医療計画では、一般病床や療養病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定することとされておりますが、次期計画においては、「愛知県地域医療構想」において設定した「構想区域」や、「介護保険事業支援計画」及び「老人福祉圏域」等を考慮しながら検討を行うこととしております。

(5) 基準病床数につきまして、年度末に国から示される算定方法に基づき、見直しを図ります。

(6) でございますが、次期県計画は、現行の計画をベースとして、掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行うこととされております。「医療圏保健医療計画」の見直しにつきましては、先ほど説明しました(2)のとおりとなる予定です。

(7) 本県において「介護保険事業支援計画」として策定している「愛知県高齢者福祉保健医療計画」については、次期医療計画と同時に見直しが行われることとなりますが、医療計画の一部として策定した地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要があることから、計画の見直しにおいても整合性を図っていきます。

(8) 「外来医療計画」及び「医師確保計画」についても、計画期間が令和5年度までとなっているため、同様に見直しを行うこととなります。

「4 調査」でございます。基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査する必要がありますので、患者一日実態調査が行われます。

愛知県医療情報システム(あいち医療情報ネット)及び病床機能報告結果を活用して、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査することとなります。

次に「5 見直し体制」でございますが、まず、計画の見直し全体に関しては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととします。

県計画は医療審議会医療体制部会において審議、検討を行っていきます。

医療圏計画については、保健医療福祉推進会議において審議、検討を進めてまいりますが、具体的な作業については、前回の見直しと同様、圏域会議の下に「医療計画策定委員会」を設置し、当該圏域の計画案を作成することとなる予定です。

2枚目「6 スケジュール(予定)」についてでございますが、スケジュールは本案を予定しております。医療審議会には、昨年11月に医療計画の策定について諮問をし、今月の15日には、医療体制部会において計画の作成方針等が検討される予定となっております。この作成方針において、策定委員会の設置や構成員についての方針が決まります。本来であれば、今回の圏域会議で提示すべきこととございましたが、日程の都合上、今回はお示しすることが出来ず、申し訳ありませんでした。策定委員会の委員につきましては、従前から圏域会議の構成員を中心に当保健所から声をかけさせていただいており、今回もそのようにさせていただきたいと考えておりますので、その際は、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○議長（半田市医師会 竹内一浩会長）

ただいまの説明につきまして御質問がございましたらお願いします。

（意見等なし）

続きまして、報告事項（２）「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」事務局から説明をお願いします。

こちらも、報告事項となります。

○半田保健所 丸尾課長補佐

半田保健所の丸尾と申します。よろしくお願いします。それでは、座って説明させていただきます。

報告事項（２）愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容について、説明させていただきます。

資料２－１「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容について」を御覧ください。

地域保健医療計画（別表）の更新は「愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領」に基づき、県医療計画課が愛知医療機能情報公表システムの情報及び分娩の実施状況等に関する調査結果を基に行い、更新については、圏域保健医療福祉推進会議で報告することと定められています。

今回、令和４年１２月２３日付けで資料２－２のとおり、別表が更新されましたのでご報告いたします。

更新内容は、資料２－１の記載のとおりとなります。

知多半島医療圏で関係してくる箇所は４か所ございまして、下線部分となります。

・「２「脳卒中」の体系図に記載されている医療機関名」において、「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」欄の「杉石病院」が削除。

・「５「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名」において、「第２次救急医療体制」の「搬送協力医療機関」の「病院」欄に「知多小嶋記念病院」を追加。

・「７「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名」の内、○地域周産期医療施設（正常分娩等軽度な場合）において、「健診のみを実施している医療機関」の「病院」欄に「公立西知多総合病院」を追加。

・「１０ 在宅医療の提供の推進のために必要な医療機関名」において、医療法施行規則第１条の１４第７項第１号（地域包括ケア）に該当する医療機関に、「名古屋南脳神経外科クリニック」を追加となっております。

また、変更後の地域保健医療計画別表の全文は、愛知県のホームページに掲載するとともに、保健所及び県民生活プラザで縦覧を行っています。

愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新内容についての

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（半田市医師会 竹内一浩会長）

ただいまの説明につきまして、御質問がございましたらお願いします。

（意見等なし）

○議長（半田市医師会 竹内一浩会長）

予定されていた議事については以上で終了させていただきます。
それでは、「5 その他」について、事務局から何かありますか。

○半田保健所 加藤次長

ありません。

○議長（半田市医師会 竹内一浩会長）

ありがとうございました。これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。議事進行に御協力いただきありがとうございました。
それでは、マイクを事務局へお返しいたします。

○半田保健所 加藤次長

竹内議長様、どうもありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、令和4年度第2回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。交通死亡事故が多発しております。交通安全に留意してお帰りくださいますようお願いいたします。

このあと、引き続き「令和4年度第2回知多半島構想区域地域医療構想推進委員会」に御出席していただく委員のみなさまには、10分間休憩をとっていただき、午後2時30分に開会しますので、よろしくお願いたします。

以上